

〔年中恒列記〕六月晦日

今月土用に三ヶ度御めくり、御かゆにんにくのみあかいて水を參也、御美女調進之、

〔鹽尻〕今俗疫病流行の時、蒜を戸にかけ侍るは、如何なるまじないにやと問ふ人あり、漢家の書にある事見及び侍らず、我舊記には、古事記に日本武尊足柄の坂本にして、食御糧したまふ時、山祇荒振神に蒜を以て彈きかけ給へる事を玄るせり、是山氣の瘴邪を除のよしなりとぞ、かゝる事を傳へて、除疫のわざにし侍るにや、右者備忘雜著に見えたり

〔毛吹草〕紀伊 蒜ニンニク
ヘ玉
ト云
ニ替
大師
ウ

〔國花萬葉記〕大和 大和國中名物之出所

大峯蒜

蒜產地

〔令義解〕僧尼飲酒、食宍、服五辛者、謂飲酒者不至醉亂也、食宍者廣包含生之肉也、五辛者卅日

苦使、

〔本朝食鑑〕蒜

凡本邦自中古迄今、崇神社佛寺者每忌五辛、而上下皆然、五辛者、令義解曰、大蒜、薑、葱、慈、葱、蘭、葱、興渠、大抵忌之有期、蒜七日、葱三日、薑一日、又曰五辛皆七日忌之、天喜年中上服御蒜、自六月十六日至七月二十三日、祈年穀奉幣、是隔七日也、江納言所謂、世俗五十日許、內典七十日、或因神社有不忌、又有三十日忌、悉是據釋氏之說、有長短而忌臭穢、惟上古未論之乎、五辛之說略見于異同可併考、近世瘡醫多用之、

〔延喜式〕凡中男一人輸作物○中蒜紫菜各二斤、

〔延喜式〕東西市蒜塵○中

右五十一塵東市